

申請カード及び拠点形成計画調書等を提出する前に
必ず読んでください！！

審査資料は、申請カードに基づき作成されます。申請カードは、拠点リーダーにより作成された拠点形成計画調書等と照合し、申請金額、重複申請の制限、その他記載すべき内容（申請分野等）の誤記入、記入漏れ、あるいは不明瞭な点がある場合には、審査の対象外となったり、誤ったままの状態で審査に付されることとなりますので、再度、十分な確認をお願いします。

事 項	留 意 内 容
申 請 金 額	1件当たり年間1～5億円程度 (1千万円を下回るような申請や、5億円を大きく上回るような申請にはしないようにしてください。)
重複申請の制限	<p>次に該当する申請（拠点形成計画）は、審査の対象から除外されるので拠点リーダーは、十分注意すること。</p> <p>① <u>同一研究者が、事業推進担当者として参画できる申請（拠点形成計画）は、1件です。拠点形成に係る申請に複数参加している者がいる場合、それらの申請は審査の対象外となります。その際、その者が拠点リーダーであるか、拠点形成構成メンバーであるかを問いません。</u></p> <p>② 平成14年度において、本プログラムに採択された拠点の事業推進担当者（交替、追加者等を含む）の、申請はできません。</p> <p style="margin-left: 20px;">事業推進担当者： 拠点となる専攻等の構成メンバーのうち当該拠点形成を担う研究者（拠点リーダーを含む）で、拠点リーダーと共同して拠点形成計画の遂行に中心的役割を果たすとともに、その遂行に責任を持つ研究者を指します。 従って、拠点形成計画調書に名目的に名前を連ねるなど実質的な責任を負わない者は、事業推進担当者とすることはできません。 </p>
申 請 分 野	<p>○ ⑥医学系、⑧数学・物理学・地球科学、⑨機械・土木・建築・その他工学、⑩社会科学、⑪学際・複合・新領域から1つを選択。</p> <p>○ 1つの申請が複数の分野にまたがる場合でも、いずれか1つの分野を選択。</p>